

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤

コロナ禍の長期化と支援ニーズの変化を踏まえた 緊急小口資金等特例貸付の終了等に関する要望

新型コロナウイルスの感染拡大から 2 年以上が経過し、当初は緊急的な経済支援の役割を果たしてきた緊急小口資金等特例貸付(以下、「特例貸付」)は、経済 社会活動の段階的な再開にともない、すでに緊急時の対応としての役割は薄れてきているとの評価があります。

また、特例貸付は迅速な送金が求められたことから、借受人に対し、十分な相談支援ができません。いま今日に至っていますが、現在、受付窓口を担う社会福祉協議会(以下、「社協」)からは、コロナ以前から慢性的に困窮していた世帯等、工 寧な相談支援が必要なケースが多くなっているといった声もあり、伴走型の支援を行うための体制強化が急務となっています。

つきましては、特例貸付の終了、および社協、自立相談支援機関の体制強化について、以下のとおり要望します。

記

1. 特例貸付は、令和 4 年 8 月末をもって終了してください

- 緊急時の対応としての特例貸付の役割は薄れており、窓口寄せられる支援ニーズも変化していることから、特例貸付の受付は令和 4 年 8 月末をもって終了してください。
- 特例貸付の直近の受付期間延長は、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に含まれていましたが、物価高騰等に伴う家計の支出増に対する支援については、貸付により借金を負わせる対応は適切ではなく、「臨時的な給付」等で対応すべきです。

2. 社協および自立相談支援機関の抜本的な職員体制強化を図ってください

- 生活困窮者支援の中核を担う社協および自立相談支援機関の職員体制を抜本的に強化できるよう、以下の財政措置を早急に行ってください。① 特例貸付の債権管理および相談支援体制の拡充(コロナ特例事務費対応) ② 社協の正規職員の常勤配置および増員のための地方交付税における積算措置の拡充 ③ 自立相談支援機関をはじめとする生活困窮者支援施策における相談支援員の配置拡充